

生命共済「けやき」の内容

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)+川口商工会議所独自の給付制度

お支払事由		口数	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
死亡	不慮の事故により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約)+災害保険金〉	1,750万円	1,500万円	1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円	250万円
	上記以外の事由により死亡したとき 〈死亡保険金(主契約)〉	350万円	300万円	250万円	200万円	150万円	100万円	50万円	50万円
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*1のいずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約)+災害高度障害保険金〉	1,750万円	1,500万円	1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円	250万円
	障害または疾病により高度障害状態*1のいずれかになったとき 〈高度障害保険金(主契約)〉	350万円	300万円	250万円	200万円	150万円	100万円	50万円	50万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき (同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度) 〈入院給付金〉	1日につき14,000円	1日につき12,000円	1日につき10,000円	1日につき8,000円	1日につき6,000円	1日につき4,000円	1日につき2,000円	1日につき2,000円
	ガン*2で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) 〈ガン入院一時金〉	14万円	12万円	10万円	8万円	6万円	4万円	2万円	2万円
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき(1年に1回限度) 〈6大生活習慣病入院一時金〉	7万円	6万円	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円	1万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき 〈ガン先進医療一時金〉	35万円	30万円	25万円	20万円	15万円	10万円	5万円	5万円
川口商工会議所独自の給付制度	病気入院見舞金 (日帰り入院から60日限度、ただし1人保険期間中1回限度)	1日につき6,160円	1日につき5,280円	1日につき4,400円	1日につき3,520円	1日につき2,640円	1日につき1,760円	1日につき880円	1日につき880円
	事故による通院見舞金 (5日以上、ただし1人保険期間中2回限度・一律)	35,000円	30,000円	25,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	5,000円
	成人祝金(一律)		15,000円		10,000円		5,000円		
	結婚祝金(一律)		15,000円		10,000円		5,000円		
	出産祝金(一律)		15,000円		10,000円		5,000円		
	満了祝品		75歳の保障満了までに3年以上継続ご加入いただいた方に、記念品贈呈						
	還暦継続祝品		61歳の更新時に3年以上継続ご加入の方に、記念品贈呈						
プレミアム健康診断受診助成金 (川口商工会議所が実施するプレミアム健康診断に限る)		受診料10%割引							

月額掛金 ※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	7口	6口	5口	4口	3口	2口	1口
15歳～60歳 (S39(1964).5.2生～H22(2010).5.1生)	男性	6,160円	5,280円	4,400円	3,520円	2,640円	1,760円	880円
	女性							
61歳～65歳 (S34(1959).5.2生～S39(1964).5.1生)	男性					4,503円	3,002円	1,501円
	女性					3,534円	2,356円	1,178円
66歳～70歳 (S29(1954).5.2生～S34(1959).5.1生)	男性						3,699円	1,850円
	女性						2,606円	1,303円
71歳 (S28(1953).5.2生～S29(1954).5.1生)	男性						4,293円	2,147円
	女性						2,991円	1,496円
72歳 (S27(1952).5.2生～S28(1953).5.1生)	男性						4,533円	2,267円
	女性						3,145円	1,573円
73歳 (S26(1951).5.2生～S27(1952).5.1生)	男性						4,884円	2,442円
	女性						3,337円	1,669円
74歳 (S25(1950).5.2生～S26(1951).5.1生)	男性						5,266円	2,633円
	女性						3,543円	1,772円
75歳 (S24(1949).5.2生～S25(1950).5.1生)	男性						5,688円	2,844円
	女性						3,762円	1,881円

*掛金は更新日(令和6年11月1日)の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日(令和6年11月1日)となります。(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。)

*掛金は、定期保険(団体型)の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上のお取扱い	法人の場合	個人事業主の場合
	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員が所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

※保険期間中に加入者(被保険者)が左記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

※日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にし、アクサ生命が判断いたします。

<p>*1 お支払いの対象となる高度障害状態</p> <p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>5. 両上肢とも、手関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>6. 両下肢とも、足関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの</p>	<p>7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>・中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>・乳房の悪性新生物</p> <p>・女性生殖系の悪性新生物</p> <p>・男性生殖系の悪性新生物</p> <p>・腎尿路の悪性新生物</p> <p>・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</p> <p>・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</p> <p>・リンパ組織、造血組織および関連組織</p>	<p>の悪性新生物</p> <p>・独立した(原発性)多部位の悪性新生物</p> <p>・上皮内新生物</p> <p>・真正赤血球増加症(多血症)</p> <p>・骨髄異形成症候群</p> <p>・慢性骨髄増殖性疾患</p> <p>・本態性(出血性)血小板血症</p> <p>・ランゲルハンス細胞組織球症</p>
<p>*2 お支払いの対象となるガン</p> <p>・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</p> <p>・消化器の悪性新生物</p> <p>・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</p> <p>・骨および関節軟骨の悪性新生物</p> <p>・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物</p>		<p>*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病</p> <p>・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患</p> <p>・脳血管疾患・肝硬変・慢性腎不全</p>	

※川口商工会議所独自の給付制度についての詳細は裏表紙を必ずご覧ください。

生命共済「けやき」のお取扱い

保険期間

保険期間は1年間(令和6年11月1日～令和7年10月31日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 川口商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員含む)で令和6年11月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超える方は3口まで、65歳6ヵ月を超える方は2口までを限度とします。
- 新規加入または増額を申込みれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*4に限りです。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。
	告知事項	②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。(実際の診療日数ではありません。)

別表 心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症*5、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神障害、てんかん、肺炎腫・肺結核・すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3.当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

4.商工会議所会員入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

*4 申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

*5 医師の治療・投薬の有無に関わらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

掛金口座振替日

毎月27日(27日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険(団体型)加入者(被保険者)票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了解を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、生命共済「けやき」からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
- 商工会議所独自の給付制度の受取人は加入者(被保険者)または加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

配当金

定期保険(団体型)部分(特約を含む)について、1年ごとに収支計算をおこない、剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。